

平成十九年六月二十二日提出  
質問第四一五号

北方少数民族の戦時徴用に対する補償問題に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

415

## 北方少数民族の戦時徴用に対する補償問題に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第三八八号）において、二〇〇七年六月六日付東京新聞一面の記事にある、太平洋戦争中に旧日本軍に徴用されたウイルタやニブヒなど北方少数民族に対する戦後補償の問題について、政府は「御指摘の『戦後補償問題』の具体的内容が明らかではなく、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。」と答弁しているが、「戦後補償問題」とは、太平洋戦争中に旧日本軍に徴用されたウイルタやニブヒなどの北方少数民族に対して軍人恩給などが認められていないことを巡る問題を指す。右を踏まえ、再質問する。

- 一 「戦後補償問題」を担当する官庁と部局課名、及び当該部局課の責任者の氏名を明らかにされたい。
- 二 「戦後補償問題」に関して、政府はこれまで何らかの調査を行ったか。
- 三 「前回答弁書」で、ロシア連邦サハリン州政府によって保管されている、旧日本軍に徴用された北方少数民族のうち、戦後に旧ソ連の軍事法廷でスパイ罪などに問われ有罪判決を受けた計四十人の名簿（以下、「名簿」という。）について、「『名簿』の具体的情報については、調査した限りでは、政府としては保有していない。」と答弁しているが、サハリン州政府に名簿の写しの提供を依頼するなどの手段に

よって「名簿」の具体的情報を得る考えはあるか。

四 「戦後補償問題」に関して、政府はウィルタ協会と情報のやりとり等の連携を深め、「名簿」の内容並びに二〇〇七年六月六日付東京新聞一面の記事に記述されている、「名簿」の四十人以外に存在が確實視されている三十三人について、詳細な調査を行う予定はあるか。政府の見解如何。

右質問する。